

三光庵 永代手形
 右尹殿林斗籠一斗六舛入
 之狀於永代手形行置り
 小田付之村に寄進せ奉り候
 指子孫無沙汰為有間敷手形
 之狀置出り以為二級、其儀々
 毎月三日十日
 云引刻
 千晴美文三番 三月十日

玄乙判永代手形

①「三光庵永代之手形 小田付甚右衛門」(端裏書)
 ② 右者飯舛斗籠一斗六舛入
 宅敷於永代長臥預置申候
 小田付之村遺覚在家百姓甚衛門
 於子孫無沙汰為有間敷手形
 之狀置上申候為二親之靈供分
 毎月三月十五日 玄乙判
 千晴美文廿三年甲
 ③ 三月十四日

註 ① 示現寺の子院 ② 小田付村。現在の喜多方市北町・中町・南町・桜町のあたり ③ 棟の種類 ④ 斗籠、正確な計量をするために棟の表面を平にする器具 ⑤ 寅と読む
 解説 玄乙という人物が、両親の霊供分として小田付村遺覚在家を示現寺三光庵に附したものである。この在家を経営する百姓は甚衛門で、示現寺三光庵に納める年貢の量は飯舛斗籠一斗六舛入宅敷であった。

永正六年巳閏七月五日
 確位示現寺寄進事
 右倉庫那丁那小田
 付村花橋忍地遺覚
 在家之間年貢歳費
 高文永代寄進事
 也指子孫不可有相違
 書付申物付

葦名盛高寄進状

補任示現寺寄進事
 ① 右倉庫那丁那小田
 ② 付村花橋忍地遺覚
 在家之間年貢歳費
 高文之所永代寄進所
 也於子孫不可有相違仍而
 為後日之状如件
 永正六年巳閏七月五日
 盛高(花押)
 註 ① 耶麻郡 ② 現在の喜多方市北町・中町・南町・桜町のあたり ③ 恩給地
 解説 葦名盛高が、小田付村の遺覚在家一間、年貢二貫六百文の地を示現寺に寄進したものである。この在家は花橋某に恩給地として与えられておったものであるが、何らかの事情によってそれを取りあげ、示現寺に寄進したものとと思われる。